〇瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催要綱

平成28年12月20日訓令甲第9号

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催要綱

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱(平成27年訓令甲第6号)の全部 を改正する。

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づく、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求め、その着実な推進を図るため、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進捗状況に関すること。
  - (2) 総合戦略の見直しに関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生の施策に関すること。

(参加者)

- 第3条 推進会議の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
  - (1) 公共的団体の推薦を受けた者
  - (2) 産業及び経済関係団体の推薦を受けた者
  - (3) 教育関係団体の推薦を受けた者
  - (4) 公募による市民
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第6条に規定する開催期間継続して 推進会議への参加を依頼するものとする。

(運営)

- 第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議を進行する座長を定める。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは 説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 推進会議の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。